

2015年度 法学部・法学会共催 秋季講演会

「水俣病事件の60年

—どう向きあうか、何が課題か—

講師： 坂東 克彦 弁護士

(元新潟水俣病第一次訴訟弁護団幹事長、第二次訴訟弁護団長)



今回お招きする坂東克彦先生（82歳）は、「四大公害裁判」の先陣をきって新潟水俣病第一次訴訟を提訴し、熊本水俣病第一次訴訟でもチッソ附属病院長・細川一医師から重要な証言を得て原告勝訴判決を勝ち取るなど、被害者＝患者救済のために全力でその半生を捧げてきた日本を代表する弁護士の一人である。新潟水俣病第一次訴訟では弁護団幹事長として、1995年の「政治決着」（＝第二の見舞金契約）までは第二次訴訟の弁護団長として、訴訟や運動の中心的役割を担ってきた。その後、新潟県「新潟水俣病地域福祉推進条例」案を作成し（2008年には全会一致で採択）、また現在も新潟水俣病認定審査の参考人として活躍中である。坂東弁護士の下にあった膨大な水俣病関連資料は、現在すべて「新潟県立環境と人間のふれあい館」に寄贈され、市民の閲覧が可能になっている。

今でこそ、公害裁判や薬害裁判は当たり前のように提訴されているが、坂東弁護士をはじめ、公害問題の解決のために全精力を傾注した先人たちの先駆的活動がなければ、被害者は惨めな状態に置かれたままであっただろう。周知のように、明治時代も現在も、基本的に同じ内容の民法709条（不法行為）が存在していたにもかかわらず、「公害の原点」＝戦前の足尾鋳毒事件では、裁判で法的解決が図られることはなかった。田中正造は明治天皇に直訴し、狂人扱いされた。当時の公害被害者は、「永久示談金契約」や「見舞金契約」に基づき、わずかな金銭と引き換えに、泣き寝入りを強いられたのである。これに対して、坂東弁護士らは裁判を通じて、被告・加害企業の責任を明確に認定させるとともに、原告を水俣病患者と認めさせ、その後、国の責任をも追及していった。

本年は新潟水俣病の「公式確認」から50年目、そして来年は熊本水俣病の「公式確認」から60年目を迎える。事件から半世紀を超えてなお、被害の全体像は明らかになっておらず、水俣病患者たちの未認定問題をめぐっては、いまだ裁判が継続している状況にある。なぜ水俣病事件がおき、なぜ現在も解決されていないままなのか、法学徒として社会問題にどう向き合っていくべきなのか。本講演を通して、多くのことを学びましょう。

日時：11月17日（火）9時20分～10時50分

会場：名古屋キャンパス R棟1F・フラッテンホール

※法学部学生、法務研究科学生に限らず、学内の方、どなたでも聴講歓迎します。